

特別定額給付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急経済対策の一環として、感染拡大に留意しつつ、家計への支援を行うため、「特別定額給付金」が実施されることとなり、現在、申請を受付けています。

町では、皆様からの申請を受付け次第、各世帯にできる限り早く給付金をお届けできるよう進めております。

申請手続と合わせて、引き続き感染拡大防止へのご協力をお願いいたします。

なお、申請手続の際には、「窓口の3密」を防止するためにも郵送での申請のご協力をお願いいたします。

問合せ 特別定額給付金支給室
☎0480-34-7300(8時30分から17時15分まで(土、日、祝日を除く))

特別定額給付金の概要

給付対象者（給付金をもらえる人）

◆基準日（令和2年4月27日）において、杉戸町の住民基本台帳に記録されている方

※基準日以前に、住民票を消滅されていた方で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町村の住民基本台帳に記録されることとなった方を含みます。

※外国人の方も対象になります。短期在留者や不法滞在者は対象外です。

※ご自身で手続きが困難な高齢者や障がい者の方は、後見人などによる代理申請も可能です。

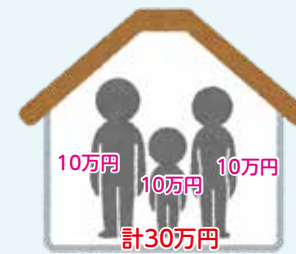
受給権者

◆対象者が所属する世帯の「世帯主」となります。

給付額

◆世帯構成員1人につき10万円として算出される額

(例) 夫（世帯主）、妻、子ども1人の場合は10万円×3人の30万円が給付されます。



申請方法

◆申請の方法は次の2通りとなります。

(1) 郵送申請方式

- ① 申請書の発送（5月中旬に発送済）
- ② 申請書の記入・書類の添付
- ③ 返信用封筒にて返送
- ④ 申請受理・審査
- ⑤ 口座振込



※口座番号や添付書類の不備がありますと、再度申請していただく必要があります。ご返送前にチェックリストを再度ご確認くださいませようお願いします。

(2) オンライン申請方式

マイナンバーカード（通知カードでは不可）をお持ちの方は「マイナポータル」から申請手続が可能です。これは、マイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から振込口座情報を入力し、振込口座情報の確認書類をアップロードした上で電子申請していただく方法です。

※必ず世帯主様のマイナンバーカードから申請ください。

※電子署名により本人確認を実施するため、本人確認書類は不要です。



給付

◆現在、申請数が非常に多く、集中しています。大変申し訳ありませんが、お振込まで2週間程度かかる見込みです。

※銀行口座をお持ちでないなど、真にやむを得ない場合に限り、窓口での取扱いをいたしますが、銀行口座等への振込より時間がかかる見込みです。

申請期間

◆8月25日(火)まで（消印有効）

特別定額給付金コールセンター

◆特別定額給付金に関するお問い合わせや相談に対応するため、総務省にコールセンターが設置されています。

電話：0120-260020
時間：9時から18時30分

詐欺に注意！

◆「給付金を渡すためにキャッシュカードや暗証番号が必要」、「役場への申請手続を代行する」など、不審な電話やメール等が全国で報告されています。



給付のために、町や総務省などが、現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや手数料の振込を求めめることは絶対にありません。不審な電話があった場合は、警察や消費生活センター等に相談してください。

消費者ホットライン「188」

（局番なしの3桁）

新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン

「0120-213-188」

子育て世帯への臨時特別給付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組みの一つとして、児童手当を受給する世帯（令和2年3月31日時点で0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金を支給します。※所得制限限度額以上（特別給付：児童1人あたり月額5,000円）の方は対象外です。

問合せ 子育て支援課 子育て支援担当（内線265・279）

子育て世帯への臨時特別給付金の概要

給付対象者

◆令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当受給者

給付対象児童

◆児童手当の令和2年4月分（3月分を含む）の対象となる児童（平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童）

給付額

◆対象児童1人につき1万円

給付予定日

◆6月末

その他

◆申請は不要です。給付対象者には、事前にお知らせを通知します。対象の方で、お知らせが届かない場合には、上記担当までお問い合わせください。

※原則、児童手当の指定口座に入金します。

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等をしており、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合は、令和2年11月までに児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いいたします。指定口座への振込ができない場合は、給付金が支給されませんので、ご注意ください。

公務員の方は申請が必要です。

公務員の方は、申請に、所属先から交付される受給証明が必要になります。詳しくは、所属先にご確認ください。なお、杉戸町への申請期間等は町ホームページでお知らせする予定です。

